

別添 1

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

1. 重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

市町村において包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化することが必要である。そのためには、

- ・相談支援を通じて、本人や世帯の属性を問わず包括的に受け止め、支援関係機関全体で支援を進めること
- ・参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施すること
- ・地域づくりに向けた支援を通じて、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

が必要であり、一つの有力な手法として、重層的支援体制整備事業（以下本留意事項において「重層事業」という。）が位置づけられている。

したがって、重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要である。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠である。

他方、このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。

- ・会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまい、連携・協働の体制として発展していかない
- ・重層事業を構成する全ての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援にとどまっており、地域における支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない

また、重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

したがって、各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動への支援を一手に担ってしまうことは、決して望ましいものではない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要である。

重層事業を実施する全ての市町村においては、こうした点について十分に認識し、庁内における組織的な検討作業、庁外の関係者との関係性づくりのいずれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

2. 重層事業実施に向けて必要なプロセス

重層事業の実施に向けて、少なくとも以下のプロセスは必要であるので、ご留意いただきたい。

(1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要である。

このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、庁内外で理解を得ておくことが必要である。

(2) 「重層的」な取組を行うことの合意

重層事業は、個別の対象者への支援や、地域活動への支援が担当部署に集中してしまうことは想定しておらず、「チーム」として支援していく仕組みであることは、1で述べたとおりである。

このような体制を構築するためには、まずは庁内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

- ・高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

(3) 事業のデザイン

重層事業は、(1) 及び (2) のような観点を踏まえた上で、地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的に事業を「デザイン」することが必要である。

- ・ 庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
- ・ 「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでどのような取組が可能か

また、包括的な支援体制を今後も持続可能なものとしていくためには、庁内の体制の変化や、地域社会の変容に応じて、適宜見直せるような柔軟な仕組みとすることも重要である。

重層的支援体制整備事業の枠組みについて

1 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8及び第106条9）として交付するものである。

2 法第106条の3第1項に規定する市町村の努力義務を踏まえた対応

法第106条の3第1項において、市町村は、重層的支援体制整備事業をはじめとする次の（1）から（3）までの各施策の積極的な実施等を通じ、地域住民等及び関係機関による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされている。

- （1）地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備のための施策
- （2）住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備のための施策
- （3）主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備のための施策

重層的支援体制整備事業はこれらの3つの施策の要素を一体的に備えた事業であり、相談支援及び地域づくりに向けた支援を重層的支援体制整備事業として実施する場合は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する観点から、市町村全体で事業の対象者の属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止めるものとする。